様式第13号(公募型)

回　答　書

質　問　事　項	質　問　内　容	回　答　内　容
1. 検針業務の予定金額の提案価格への計上方法 (仕様書第 11 条(2)、別紙 1 第 2 編 3.・4.、別紙 2 4.)	(1)業務細目第 2 編 4.に記載の予定金額(5 カ年合計 200,506,978 円・税抜)は「事業者間の整合性を図るために記載」とありますが、提案価格書の検針業務分はこの予定金額をそのまま計上する(検針単価 69 円・82 円および法人委託分 10%加算を変更しない)という理解でよろしいでしょうか。(2)また、委託料の算定(仕様書第 11 条)における「検針業務の実績額」は、月々の検針実績件数×当該単価(法人委託分は 10%加算)で算定するという理解でよろしいでしょうか。	(1)仕様書、業務細目　第2編　4.年間予定数量及び予定金額に記載している数値どおりに事業費を算定してください。(金額の増減は認めません。) (2)お見込みのとおりです。
2. 検針員への支払単価の取扱い (別紙 1 第 2 編 3.、別紙 2 4.(4))	(1)業務細目第 2 編 3.の検針単価(市街区 69 円、郊外区 82 円)は、委託者から受託者へ支払われる単価と理解しています。受託者から検針員(個人委託・法人委託)へ支払う単価は受託者の裁量で定めてよろしいでしょうか。また、令和 7 年度実績(別紙 2 4.(4))では市街区・郊外区・郊外特別区の 3 区分で 1 件あたり約 58 円・63 円・73 円となっていますが、現行の検針員への支払単価と、新単価(2 区分)との関係についてご教示ください。	(1)検針人の確保を目的として、検針単価の見直しを行いましたので、検針単価どおりに検針人へ支払われるべきものと考えております。 (2)現行の「市街区:58円」は新区分の「市街区:69円」とし、現行の「郊外区:63円」と「郊外特別区:73円」を統合し、新区分の「郊外区:82円」とし、区分と単価の見直しを行っています。

<table>
<tr>
<td>3. 検針地区区分の詳細
（別紙 1 第 2 編 3.、別紙 2 4.(4)(6)）</td>
<td>（1）市街区・郊外区の区分について、地区（本渡・牛深・有明・御所浦・倉岳・栖本・新和・五和・天草・河浦）ごとの区分と予定件数の内訳をご教示ください。（2）また、令和 7 年度実績の「郊外特別区」は新単価では郊外区に含まれるという理解でよろしいでしょうか。</td>
<td>（1）
（単位：件）

<table>
<tr><th rowspan="2">地区別</th><th colspan="3">令和9年度～令和13年度計（5年）</th></tr>
<tr><th>市街区</th><th>郊外区</th><th>計</th></tr>
<tr><td>本渡</td><td>902,500</td><td>207,100</td><td>1,109,600</td></tr>
<tr><td>牛深</td><td>80,300</td><td>374,600</td><td>454,900</td></tr>
<tr><td>有明</td><td>0</td><td>147,800</td><td>147,800</td></tr>
<tr><td>御所浦</td><td>0</td><td>98,700</td><td>98,700</td></tr>
<tr><td>倉岳</td><td>0</td><td>85,500</td><td>85,500</td></tr>
<tr><td>栖本</td><td>0</td><td>64,800</td><td>64,800</td></tr>
<tr><td>新和</td><td>0</td><td>96,300</td><td>96,300</td></tr>
<tr><td>五和</td><td>0</td><td>220,800</td><td>220,800</td></tr>
<tr><td>天草</td><td>0</td><td>108,500</td><td>108,500</td></tr>
<tr><td>河浦</td><td>0</td><td>133,100</td><td>133,100</td></tr>
<tr><td>計</td><td>982,800</td><td>1,537,200</td><td>2,520,000</td></tr>
</table>

（2）お見込みのとおりです。</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>4. 現行検針員(個人委託 34 人･法人委託 5 事業所)の引き継ぎ
(別紙 1 第 2 編 2.、別紙 2 4.(5))</td>
<td>(1)現行の検針員(個人委託 34 人、法人委託 5 事業所)について、次期受託者への引き継ぎ(継続委託)は可能でしょうか。(2)また、法人委託 5 事業所の種別(シルバー人材センター等)、各事業所が担当する地区および件数割合をご教示ください。</td>
<td>(1)検針員との契約は現行受託者が行っているため、現行受託者への確認が必要です。受託候補者決定の相手先に応じて、確認等の対応を行います。

(2)令和7年度末の状況
<table>
<tr><th>地区別</th><th>種別</th><th>件数</th><th>割合</th></tr>
<tr><td>本渡</td><td>シルバー人材センター</td><td>10,718 件</td><td>25.80%</td></tr>
<tr><td>牛深</td><td>民間会社</td><td>1,309 件</td><td>3.15%</td></tr>
<tr><td>有明</td><td>シルバー人材センター</td><td>2,432 件</td><td>5.86%</td></tr>
<tr><td>御所浦</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>倉岳</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>栖本</td><td>民間会社</td><td>621 件</td><td>1.50%</td></tr>
<tr><td>新和</td><td>民間会社</td><td>248 件</td><td>0.60%</td></tr>
<tr><td>五和</td><td>民間会社</td><td>554 件</td><td>1.33%</td></tr>
<tr><td>天草</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>河浦</td><td>民間会社</td><td>630 件</td><td>1.52%</td></tr>
<tr><td>計</td><td>6 事業所</td><td>16,512 件</td><td>39.75%</td></tr>
</table>
※「仕様書、業務細目、第2編検針業務中」の5事業所は、6事業所の誤りです。</td>
</tr>
<tr>
<td>5. 窓口･収納業務従事者の配置要件
(別紙 1 第 3 編 1.(3)(4)(6))</td>
<td>(1)窓口及び収納業務等の従事者 6 名(本庁 5 名、牛深支所 1 名)および現場対応等の従事者 3 名は、業務時間中の常時配置を求めるものでしょうか。(2)休暇取得時の交代要員(別紙 1 第 3 編 1.(6))は受託者が別途確保するものと理解していますが、交代要員の資格要件(同様の実績)の程度についてご教示ください。</td>
<td>(1)業務時間中の常時配置を求めるものではありませんが、牛深支所1名については、常時配置となります。(交代可)

(2)交代要員の資格要件は、交代で従事する業務を遂行できるものと想定しています。</td>
</tr>
<tr>
<td>6. 総括(正)責任者の兼務
(別紙 1 第 1 編 1.、第 3 編 1.(1))</td>
<td>(1)別紙 1 第 3 編 1.(1)に「正責任者と兼務することができる」とありますが、総括責任者と正責任者は同一人物(計 1 名)で、副責任者 1 名と合わせて管理者 2 名という理解でよろしいでしょうか。(2)また、総括(正)責任者･副責任者は窓口業務の従事者 6 名に含まれない(合計 11 名)という理解でよろしいでしょうか。</td>
<td>(1)お見込みのとおりです。

(2)お見込みのとおりです。</td>
</tr>
<tr>
<td>7. 現行従事者の雇用状況
(仕様書第 24 条、第 28 条)</td>
<td>(1)現行受託者の窓口･収納業務従事者の人数、雇用形態(正社員･契約社員･パート等)、勤務年数の概況をご教示ください。(2)また、次期受託者が現行従事者を継続雇用することについて、委託者として希望や条件はありますか。</td>
<td>(1)令和7年度末の状況は、従事者は10人、勤務年数は半年～16年となります。個別の雇用形態は、本市で確認する必要性がありませんので、把握しておりません。

(2)特にありません。</td>
</tr>
</table>

8. 時間外及び休日に係る業務の体制 （仕様書第 7 条(1)、別紙 1 第 4 編、別紙 2 9.）	時間外及び休日に係る業務（年間約 195 件）について、(1)待機要員の人数や所在地（天草市内在住、現場到着までの時間等）に要件はありますか。(2)休日・時間外の電話受付は、受託者が用意する携帯電話への転送等で対応してよろしいでしょうか。(3)給水停止実施日（午後 8 時まで）は月何日程度を想定されていますか。	(1)開閉栓や漏水対応等が想定されるため、すぐに対応できる体制が必要です。（待機要員1～2人、天草市内在住など） (2)その対応で構いません。 (3)毎月3日間で10地区の給水停止の執行を行っています。 ・A日：本渡、御所浦、五和 ・B日：有明、倉岳、栖本、新和 ・C日：牛深、天草、河浦
9. 準備期間（契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日）の引き継ぎ （実施説明書 4.、仕様書第 4 条・第 23 条・第 28 条）	準備期間中の引き継ぎについて、(1)現行受託者からの引き継ぎ期間・方法（並行稼働の有無、日数）、(2)準備期間中に水道料金システム・事務室を研修目的で使用できるか、(3)引き継ぎに現行受託者が協力する義務が現行契約に定められているか、をご教示ください。	(1)実施説明書 9.プロポーザル日程の表内、契約締結を1月21日（水）としており、引継ぎ期間は、契約締結日以後から履行開始前までの3月31日となります。引継ぎについては、平行稼働による検証が望ましいと考えております。平行稼働日数については、特に定めておりません。 (2)本庁舎の水道料金窓口となる執務スペースは、手狭であるため、引継ぎを行う人数次第では、常駐が難しい場合があります。その場合、水道局で会議室等の作業スペースを確保するよう、対応します。 (3)現行契約に定めがあります。
10. 事務用机・椅子等の負担区分 （別紙 3 No.2・3、別紙 6 貸与品 4～7、乙準備物 1～4）	(1)別紙 3 では「事務室内の事務用机・椅子」が受託者負担、別紙 6 の乙準備物に「事務用机 7 台、事務用椅子 7 脚、作業机（長机）1 台、耐火金庫 1 台」とありますが、別紙 6 の貸与品一覧にも事務用机・椅子・長机が記載されています。受託者が新規に準備する必要があるのは乙準備物の数量のみ（本庁 7 台分、牛深支所は貸与）という理解でよろしいでしょうか。(2)また、現行受託者の什器を引き継ぐことは可能でしょうか。	(1)お見込みのとおりです。 (2)現行受託者の什器を引き継ぐことは、現行受託者への確認が必要となります。受託候補者決定の相手先に応じて、確認等の対応を行います。
11. 業務用車両（5 台）の条件 （別紙 2 10.(1)、別紙 3 No.17）	本業務用車両 5 台（1 台あたり月 1,500km 見込）について、(1)車種（軽自動車・普通車）の指定や、市名・業務名の表示義務はありますか。(2)本庁舎・牛深支所の駐車場を無償で使用できますか。(3)5 台はすべて現場対応等従事者用との理解でよいか、検針員用車両を含むのかご教示ください。	(1)車種の指定等はありません。 (2)本庁舎には専用駐車場がないため、受託者において民間駐車場等を確保する必要があります。牛深支所は、支所駐車場に無償で駐車可能です。 (3)基本的には現場対応等従事者用で見込んでいます。

12. 従業員用駐車場の使用 （別紙 3、別紙 6）	本業務の従事者（総括責任者・副責任者、窓口及び収納業務等従事者、現場対応等従事者）が通勤に使用する自家用車の駐車スペースについて、本庁舎および牛深支所の駐車場を使用することは可能でしょうか。可能な場合は、使用料の有無と使用できる台数をご教示ください。使用できない場合は、受託者において民間駐車場等を確保する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	本庁舎には職員駐車場がないため、受託者において民間駐車場等を確保する必要があります。牛深支所は、支所駐車場に1台無償で駐車可能です。
13. 契約保証の内容 （実施説明書 24.）	実施説明書 24.の契約保証について、契約保証金の率（契約金額に対する割合）、履行保証保険による代替の可否、および「委託者において保証が不要と判断した場合」の判断基準をご教示ください。	天草市契約規則の条文を抜粋。 （契約保証金） 第 20 条　契約担当者は、市と契約を締結する者をして契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結の時までに納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。 （1） 契約の相手方が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 （2） 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。 （3） 契約の相手方が、過去 2 年の間に市、国、他の地方公共団体又は法人税法別表第 1 に掲げる法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則第 18 条で定める法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であり、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 （4） 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。 （5） 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。 （6） 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。 2　契約保証金の納付は、国債及び地方債のほか、次に掲げる担保の提供をもって代えさせることができる。 （1） 第 5 条第 2 項各号に掲げるもの （2） 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証 3　契約保証金は、工事又は給付の完了の確認又は検査が終了した後、これを還付するものとする。

14. 提案価格の年度別金額 （実施説明書 7.・17.(3)、仕様書第 4 条）	(1)提案価格書の内訳書における年度ごとの金額は、各年度の限度額(132,557,700 円)以内であれば均等でなくてもよいでしょうか。 (2)また、準備期間(契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日)に要する費用を令和 9 年度の金額に含めて計上することは可能でしょうか。	(1)各年度の限度額以内であれば均等でなくても構いません。 (2)仕様書第4条の条文に「なお～この期間内に必要な費用は受託者の負担とする。」と明記しており、準備期間(契約締結日～令和9年3月31日)に要する費用について、本市が負担することは想定していません。
15. 収納率実績の区分と集計時点 （別紙 2 7.(7)、別紙 1 第 5 編 1.）	別紙 2 7.(7)の収納率(令和 7 年度実績:上水道 98.76%・下水道 98.67%、令和 6 年度実績:上水道 98.70%・下水道 98.62%)について、次の 2 点をご教示ください。(1)この収納率は、現年度分(当該年度に調定した料金のうち、当該年度に収納した割合)でしょうか。それとも過年度分(前年度以前に調定した未納分)を含んだ収納率でしょうか。過年度分の収納率を別に集計されている場合は、令和 6・7 年度の実績値もあわせてご教示ください。(2)集計の締めはいつの時点でしょうか(例:当該年度の 3 月末時点、翌年度の 5 月末時点など)。また、次期契約で協議する収納率の目標値(別紙 1 第 5 編 1.(3))も、同じ区分・同じ締めの時点で設定するという理解でよろしいでしょうか。	(1)現年度分(当該年度に調定した料金のうち、当該年度に収納した割合)の収納率です。過年度分の収納率は、令和6年度87.34%、令和7年度86.96%です。 (2)当該年度の3月末時点です。 (3)お見込みのとおりです。
16. 料金システムからのデータ出力と受託者による集計・分析の可否 （仕様書第 19 条・第 22 条、別紙 1 第 3 編 2.(12)②、別紙 4 第 3 条・第 4 条、別紙 6 No.17）	(1)収納率の向上や調定・検針の精度確認を目的として、料金システムから氏名・住所等の個人を特定する項目を除いたデータ(水栓番号、口径、使用水量、調定額、納付状況等)を CSV 等の形式で出力し、受託者が管理する端末で集計・分析することは可能でしょうか。可能な場合、データの受け渡し方法(貸与品の USB メモリの使用等)と、承認にあたっての手続き・条件をご教示ください。(2)また、料金システムの標準機能として、口座振替の金融機関別の件数・金額を集計した帳票を出力できるかについてもご教示ください。	(1)個人を特定する項目を除いたデータ(水栓番号、口径、使用水量、調定額、納付状況等)をCSV等の形式で出力し、受託者が管理する端末で集計・分析することは可能です。文書(任意様式)にて、目的、提供が必要な項目を記載の上、提出いただくことを想定しています。データの受け渡し方法は、貸与品の USB メモリを使用いただきます。 (2)料金システムの標準機能として、口座振替の金融機関別の件数・金額を集計した帳票の出力はできません。
17. 受託者が持ち込む端末およびクラウド型サービスの使用の可否 （仕様書第 12 条(5)・第 21 条(4)、別紙 4 第 5 条～第 7 条）	(1)仕様書第 21 条(4)では、受託者が業務に必要な機器を持ち込む場合は事前に委託者の承認を得ることとされています。受託者が用意し、市のネットワークには接続しない端末を事務室内で使用し、(2)個人情報を含まない業務(給水条例・規程・業務マニュアルの検索、研修資料や案内文の作成等)にクラウド型のサービス(生成 AI を含む)を利用することは、承認の対象となりうるでしょうか。(3)承認の対象となる場合、求められる情報セキュリティ対策や提出書類、準拠すべき市のガイドライン等があればご教示ください。	(1)天草市のネットワークに接続しない端末であれば、使用可能です。持ち込みをされる際に使用機器、使用ソフト等の申請を行っていただければ、問題ありません。 (2)天草市のネットワークに接続せず、Wi-Fiによるインターネットの閲覧は可能です。その環境下で個人情報を含まない業務(給水条例・規程・業務マニュアルの検索、研修資料や案内文の作成等)にクラウド型のサービス(生成 AI を含む)を利用することに対して、承認は可能です。 (3)仕様書「情報セキュリティ確保に関する仕様書」及び「天草市個人情報の保護に関する法律施行条例」及び関係法令を遵守してください。

※　記入欄が不足するときは、複写して作成すること。